

平成25年 No25

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

制定理由

本学に教員養成開発連携センターを設置するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年6月5日 役員会 審議・承認

○国立大学法人東京学芸大学専門研究員に関する要項の一部を改正する要項

制定理由

専門研究員に対して認められている勤務時間数の上限について変更するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年6月5日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年6月6日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第24号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学専門研究員に関する要項の一部を改正する要項を次のように
制定する。

平成25年6月6日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学専門研究員に関する要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学専門研究員に関する要項（平成22年8月24日施行）の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：本学に教員養成開発連携センターを設置するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (センター) 第15条 本学に、次のセンターを置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 理科教員高度支援センター (9) 学生相談センター (10) 学生キャリア支援センター <u>(11) 教員養成開発連携センター</u> 2 前項第4号及び第5号のセンターは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に定める施設とする。 3 第1項のセンターに関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (センター) 第15条 本学に、次のセンターを置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 理科教員高度支援センター (9) 学生相談センター (10) 学生キャリア支援センター 2 前項第4号及び第5号のセンターは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の2第1項に定める施設とする。 3 第1項のセンターに関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学専門研究員に関する要項の一部改正について

改正理由：専門研究員に対して認められている勤務時間数の上限について変更するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （身分） 第4条 専門研究員は、国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）第3条に定める非常勤講師又は国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成16年4月1日規則第28号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第3条第1項第7号に定める非常勤職員とし、<u>1日当たり7時間45分、1週間につき38時間45分</u>を超えない範囲で雇用する。 2 前項の非常勤講師就業規則を適用する専門研究員には、東京学芸大学<u>特命教授</u>等に関する規程（平成16年規程第48号）第4条の規定に基づく<u>特命教授</u>等の称号を付与することができる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成25年6月6日から施行する。</u>	〔省略〕 （身分） 第4条 専門研究員は、国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）第3条に定める非常勤講師又は国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成16年4月1日規則第28号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第3条第1項第7号に定める非常勤職員とし、<u>1日当たり6時間、1週間につき30時間</u>を超えない範囲で雇用する。 2 前項の非常勤講師就業規則を適用する専門研究員には、東京学芸大学<u>特任教授</u>等に関する規程（平成16年規程第48号）第4条の規定に基づく<u>特任教授</u>等の称号を付与することができる。 〔省略〕